

令和6年度

町内会ハンドブック

～ 活動の参考としてご活用下さい ～



網走市町内会連合会

目 次

1. 町内会の役割	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
2. 町内会役員の役割	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
3. 単位町内会と網走市町内会連合会とのつながり	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
4. 町内会への加入促進	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
具体的な方法	・ ・ ・ ・ ・	4 ページ
町内会活動に関する Q & A	・ ・ ・ ・ ・	5 ページ
5. 自主防災組織の設立	・ ・ ・ ・ ・	6 ページ
なぜ自主防災組織が必要なのか	・ ・ ・ ・ ・	6 ページ
自主防災組織の役割	・ ・ ・ ・ ・	6 ページ
自主防災組織の作り方	・ ・ ・ ・ ・	7 ページ
6. まちづくりふれあい懇談会	・ ・ ・ ・ ・	8 ページ
7. 町内会活動保険	・ ・ ・ ・ ・	9 ページ
8. フェイスブック・ホームページの活用	・ ・ ・ ・ ・	11 ページ
9. 網走市・（公社）北海道宅地建物取引業協会北見支部との 「町内会加入に関する協定」の締結	・ ・ ・ ・ ・	12 ページ
10. 個人情報保護法への対応方法	・ ・ ・ ・ ・	13 ページ
個人情報に関する取り扱い要綱（例）	・ ・ ・ ・ ・	14 ページ
11. 町内会と関わりの深い団体	・ ・ ・ ・ ・	15 ページ
12. 町内会と関わりの深い市の事業	・ ・ ・ ・ ・	16 ページ
13. 町内会と関わりの深い市の担当課・窓口	・ ・ ・ ・ ・	25 ページ
14. 町内会活動への助成・手続き		
集会施設設置補助金	・ ・ ・ ・ ・	26 ページ
集会施設の増築等事業費に対する補助金	・ ・ ・ ・ ・	26 ページ
15. 文例集		
転入者加入案内文	・ ・ ・ ・ ・	27 ページ
居住者加入案内文	・ ・ ・ ・ ・	28 ページ
入会申込書	・ ・ ・ ・ ・	29 ページ
決算書	・ ・ ・ ・ ・	30 ページ
現金出納簿	・ ・ ・ ・ ・	31 ページ
加入促進チラシ	・ ・ ・ ・ ・	32 ページ
役員変更届	・ ・ ・ ・ ・	34 ページ
16. 令和6年度網走市内の主な行事予定表	・ ・ ・ ・ ・	36 ページ

1. 町内会の役割

○ なぜ町内会が必要なのか

近年、私たちが暮らす地域は、高齢化の進展や生活スタイルの多様化により、町内会活動の基盤となる隣近所の付き合いが薄れている状態です。

その一方で地域の住環境の整備や防犯・防災などは個人の力では解決できず、住民同士が力を合わせて助け合って解決することが求められています。

その傾向は3・11に発生した東日本大震災以降さらに増加し、人と人とが支え合い、助け合う事の大切さが再認識されています。

いざというときに、地域で支え合い、助け合うためには地域における普段からのコミュニケーションが大切です。

町内会は地域コミュニティの中心に存在する、とても重要な役割の組織です。

○ 町内会の代表的な活動

ひとくちに町内会活動といってもその内容は地域によって千差万別です。

ここでは代表的なものをご紹介します。

親睦・交流

- ・ 盆踊りやパークゴルフ大会などの交流活動
- ・ 老人クラブや子供会活動のサポート

情報提供

- ・ 回覧板などによる情報提供
- ・ 市役所などからの注意情報

環境美化

- ・ 道路や公園などの清掃活動
- ・ 花いっぱい運動の推進
- ・ 集団資源回収の実施
- ・ 道路などの補修工事の要望申請

防犯・防災

- ・ 防犯灯（街灯）の設置や維持管理
- ・ 子どもたちの安全確保のための防犯パトロール
- ・ 研修会などでの振り込め詐欺防止啓発活動
- ・ 津波や地震に備えた避難訓練

福祉活動

- ・ 高齢者世帯への声掛け運動
- ・ 介護予防教室の開催
- ・ 夏休み中のラジオ体操



2. 町内会役員の役割

会 長

- ・町内会の代表者であり責任者です。
会員の意見を整理して組織をまとめる調整役としての役割が多いです。

副 会 長

- ・会長を補佐し、会長が不在の時などはその職務を代行します。

総 務 ・ 事 務 局

- ・会議の準備、連絡等の庶務やその他の事務全般を受け持ちます。

会 計

- ・町内会の出納や、それに付随する事務を行います。

班 長

- ・世帯数の多い町内会の場合、町内会をいくつかの世帯に分けて、班を作り活動します。班長は、班の中心として、町内会費を集めたり回覧板を回したりします。



3. 単位町内会と網走市町内会連合会とのつながり

網走市町内会連合会は市内にある単位町内会・地区連合町内会で構成しています。
市町連は単位町内会と連携しながら住民のニーズを把握し、情報提供や研修会の開催、各種活動の推進を通して「安心・安全・福祉のまちづくり」を目指しています。

市 町 連 の 役 割

「防災福祉の地域づくり」を推進します。

町内会活動推進研修会を開催し、町内会活動の活性化をはかります。

網走市の広報紙「広報あばしり」の配布や、網走市町内会連合会だより「チパシリ」の発行により情報提供を行います。

町内会活動保険など、単位町内会の活動のサポートを行います。

町内会の役員が変わったら

市町連より行事の案内や重要なお知らせなど様々な案内を町内会に送付しています。
役員が変更になった場合には網走市町内会連合会までご連絡下さい。

4 . 町 内 会 へ の 加 入 促 進

町内会活動は、その地域に住む方々の協力が必要不可欠です。

そのため、町内会に加入していない人へ訪問や加入のお願いの文書を届けるなどして町内会活動への理解を得て加入を促しましょう。

町内会に加入していない人は町内会に対する疑問や不安を持っています。その内容に丁寧に応えながら加入を進めましょう。

○ 具体的な方法

町内会に加入していない理由は世帯により様々です。

まずは、世帯ごとの状況を確認することから始めましょう。

持ち物として町内会に係る資料や加入促進チラシ（参考例32・33ページ）を持っていきましょう。また、案内文（参考例27・28ページ）があると、不在の時に有効です。

訪問は必ずしも会長が行う必要はありません。未加入世帯の近所の方や、仲のいい会員から話すことができるのであれば、話が進みやすくなることもあります。

例

〇〇町内会の〇〇です。今日は町内会の説明に伺いました。資料をお持ちしましたのでご覧ください。（町内会の活動内容を説明しましょう）

訪
問
時
の
反
応

相手に加入の意思がある場合

入会申込書を渡して後日回収するようにしましょう。

すぐに加入する意思が無い場合

「何かわからないことがあればこちらにご連絡ください。」と伝え、資料と入会申し込みを渡しましょう。

全く加入を断られた場合

明確に断られた際には無理をせず、資料だけでも受け取ってもらいましょう。資料も拒まれたときは無理に渡す必要はありません。

ご近所ですから、いずれ加入を促す機会は訪れます。まずは日常的に挨拶や世間話をするなど打ち解けるところから始めましょう。

訪問時には町内会が何をしているかを説明しましょう。

誰もが町内会活動の必要性を理解しているわけではありません。

加入が当たり前と考えて促しても『めんどくさい』『役割を押し付けられる』と考える方も多くいらっしゃいます。

しかし、隣近所の人たちと交流する機会を持てる町内会活動は、自分たちの地域を安全で快適な住みよい地域にするだけでなく、高齢者や子どもの見守り、災害時の助け合いなどいざという時に大きな力を発揮します。

まずは、町内会ではどんな活動をしているかを丁寧に説明し、町内会の必要性や魅力を伝える事が大切です。



○ 町内会活動に関するQ & A

Q 町内会とはなんですか？

- A 同じ地域の住民がお互いに親睦を図りながら、様々な活動を行う事で、自分たちの地域を住みよい地域にしていくための自主的な団体です。

Q 町内会は市役所の関係団体では？

- A いいえ違います。市の広報紙の配布など事業に協力することはありますが、基本的に市とは別の「地域住民による自由なあつまり」です。

Q 町内会には必ず入らないといけないのですか？

- A 町内会への加入は強制ではありません。ですが、町内会が管理する防犯灯やゴミステーションの設置、防災・防犯に関する活動など助け合わないといけないこともありますので、ご協力をお願いします。

Q 町内会に加入すれば、どんなメリットがありますか

- A 町内会は、自分たちの住んでいる地域が安全で快適な環境になるよう、防犯灯やゴミステーションの設置などを行っています。これらはお互いに助け合っていかなければ続けられませんのでご協力をお願いします。



5 . 自主防災組織の設立

○ 自主防災組織とは

自主防災組織とは地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織の事です。



○ なぜ自主防災組織が必要なのか

日本は地震の多い国で、日本の面積は世界のたった0.3%ですが、世界で発生する大きな地震（M6以上）の約20%は日本で起こっています。

地震以外にも台風による風水害やゲリラ豪雨による浸水などのほかに北海道では暴風雪による災害もここ数年多発しています。

災害の規模が大きくなれば大きくなるほど、地域の防災機関（自治体や消防）がすべての災害現場に向かう事は難しくなります。

「阪神・淡路大震災」では6,000人を超える尊い命が犠牲となりましたが、がれきの下から救出された人々は25,000～35,000人とも言われており、その救出にあたって活躍したのは隣近所の地域住民でした。

災害時には、自分の身は自分で守る「自助」と、町内会など地域住民で助け合う「共助」の取り組みが重要です。

自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分達で守る「共助」の力を最大限に発揮する組織です。

○ 自主防災組織の役割

災害時には災害の被害を最小限に食い止める「減災」活動を

「東日本大震災」では、国内観測史上最大の地震で大津波が発生しましたが、「自主防災組織」が機能した地域では、押し寄せて来る津波に対して、住民自らが協力し合い高台へと避難させることで、被害を軽減することができた事例が報告されています。

災害から身を守るためには、「地域ぐるみの協力体制」による「共助」が必要であり、それを活かすためには「自主防災組織」の存在が大変重要になります。



平常時には 地域の要援護者への支援「地域福祉活動」を

平常時には地域の高齢者や障がい者への支援として「地域福祉活動」を行いましょう。

日常支援としては、声掛け訪問や除排雪の協力、認知症の方の見守りなどがあります。

また、普段から要援護者と関わりを持つことで災害時の対応などもスムーズに行えるようになります。



自主防災組織の作り方

ステップ1

自主防災組織を作ります

- ① 総会の議案に自主防災組織の立ち上げについて記載し、了承を取りましょう。
- ② 自主防災組織の役員を決めましょう。
- ③ 緊急時の連絡のために、自主防災組織の連絡網を作りましょう。
- ④ 組織を立ち上げたら所属の地区連、もしくは市町連に報告しましょう。

ステップ2

災害への備えを行います

- ⑤ 地域の危険個所を把握しましょう。
- ⑥ 避難所・避難路・避難場所の確認・点検を行いましょう。
- ⑦ 自力での避難や移動が困難な方、市の災害時要援護者支援制度に登録されている方を把握しましょう。
- ⑧ 上記で集めた情報をマップに書き記し、防災マップを作製しましょう。
- ⑨ 防災マップを活用し、避難訓練を行いましょう。

ステップ3

日常支援を行います

- ⑩ 高齢者や障がい者の支援を行いましょう。
 - ・声掛け訪問などの安否確認
 - ・除排雪サポート
 - ・ゴミ出しの手伝いなど
- ⑪ 地域に住んでいる高齢者世帯や障がい者世帯の方へ、市の災害時要援護者支援制度への登録を呼びかけましょう。

ステップ4

まんがいち災害が起こった時には

- ⑫ 避難所の運営もしくは運営サポートを行いましょう。
- ⑬ 自分の身が安全なのを確認したうえで、避難誘導・初期消火を行いましょう。
(まずは自分の身を守ることが第1です)

※ 初めからすべてを実行しようとするとなしくなりますので、連絡網などできる部分から始めるとやりやすいです。

6 . まちづくり推進住民会議

網走市町内会連合会では、網走市との共催で「まちづくりふれあい懇談会」と「全体会議」を開催しています。

① まちづくりふれあい懇談会

この懇談会は地区ごとに開催し、地域の課題や、困りごとについて市民と市長をはじめとした市の幹部が話し合い、これからの地域づくりに生かしていくものです。

- ・開催日程：7月～8月頃
- ・参加対象：開催場所近隣の住民
- ・開催場所：

場 所	該 当 地 区
エコセンター2000	南東、南西、北東、北西、港町 台町、桂町、錦町、緑町、海岸町 二ツ岩、美岬
南コミュニティセンター	つくしヶ丘、鱒浦
潮見コミュニティセンター	潮見、八坂
西コミュニティセンター	大曲、三眺、新町、天都山
駒場住民センター	駒場
向陽ヶ丘住民センター	向陽ヶ丘、明治、文化
呼人コミュニティセンター	呼人
藻琴研修センター	藻琴、昭和、山里、稲富、豊郷 東網走、中園
農村環境改善センター	浦士別、栄、清浦、北浜、娜寄 音根内、丸万、実豊

※ 開催場所については変更となる場合があります。

② 全体会議

全体会議は、全市民を対象に、全市的な課題の対応や、市政の執行方針・行政課題について市からの説明を聞いたり、意見交換を行っています。

- ・開催日程：2月下旬頃
- ・参加対象：全市民
- ・開催場所：エコセンター2000

7. 町内会活動保険

網走市町内会連合会では保険会社と契約して町内会活動中に万が一の事態が発生した場合に備えて、町内会活動保険を用意しています。

この保険は、町内会活動中の事故に幅広い補償内容を持つもので、町内会活動をされている皆様に安心して活動していただけます。

1. 保険の内容

※ ここに記載しているものはわかりするために簡素化しています。詳しくは案内に同封している資料をご確認ください

賠償保険

- ・町内会の活動、また行事の際に、誤って相手にけがをさせたり、ものを破損しまったことにより、町内会または住民が支払う損害賠償を補償します。

傷害保険

- ・住民が町内会活動や行事に参加中に、身体に傷害を被った場合、保険金をお支払いします。

傷害見舞費用

- ・住民の親族(その自治会の地域に生活の本拠がない親族)および、自治会から行事に参加を依頼され、その自治会の行事に参加中の事故により、身体に傷害を被り、8日以上入院、または事故の日から180日以内に死亡、もしくは後遺障害の発生に対し、自治会が見舞金を支払う場合、その程度に応じて5千円～10万円の見舞費用をお支払いします。
(ただし、自治会が法律上の賠償責任を負わない場合に限りします。)

2. 補償内容

賠償責任(対人対物共通)		300 万円
傷 害	死亡・後遺障害	100 万円
	入院(1日につき)	1,500 円
	通院(1日につき)	1,000 円
(傷害・見舞い費用 支払い限度額)	死亡した場合	10 万円
	後遺障害が生じた場合	10万円に後遺障害等級の各号に掲げる割合を乗じた額
	入院した場合	生活機能または業務機能の減失をきたし、かつ医師の治療を受けた期間 31日以上・・・2万円 15日以上30日以内・・・1万円 8日以上14日以内・・・5,000円

3. 保険料

保険料はその年により変動することがあります。詳しくは申し込みの際の案内書を確認して下さい。

4. 自治会活動とは

自治会が企画立案を行ない、又はそれに参画し、その活動・行事の実施・参加について、役員会・総会等で決議され、その内容が行事予定表又は議事録等によって、客観的に確認されるものとします。

※1 会場設営のための事前打合せ、準備、飾り付けや看板等の準備等、行事の後片付けなどは保険の対象となります。

ただし、慰労会は、その経費を自治会が予算化している場合に限り保険の対象となります。

※2 スポーツ大会の練習などを個人で行っている場合は、それが行事の為の練習なのか否か、判別できないので対象となりませんが、役員又はその行事の責任者立会のもとに行なわれている場合は対象となります。

5. この保険で対象とならない主な損害

賠償責任

- ・ 保険契約者、被保険者の故意
- ・ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- ・ 排水又は排気（煙を含む）による事故
- ・ 自治会施設の修理、改造又は取壊し等の工事による事故
- ・ エレベーター、エスカレーターによる事故
- ・ 自動車事故
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 等

住民の傷害

- ・ 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意
- ・ 無免許運転中又は酒酔運転中の事故
- ・ 地震、噴火、津波
- ・ 自覚症状しかない頸部症候群（いわゆるむちうち症）
- ・ 自覚症状しかない腰痛
- ・ 山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故等

傷害見舞費用

- ・ 保険契約者、被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故又は地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

6. 保険金の請求方法

- ① 市町連事務局へご連絡ください。
内容を確認させていただきます。
- ② 市町連事務局より保険会社に連絡します。
- ③ 保険会社より町内会へご連絡させていただき、事故の詳細を確認と、請求に必要な書類についてご説明いたします。
- ④ 町内会で保険会社から送られてきた書類を記載し、保険会社に送ります。
- ⑤ 保険会社より保険金が振り込まれます。

8 . フェイスブック・ホームページの活用

網走市町内会連合会では、活動内容を広く市民に周知するために、フェイスブックページを開設しています。地区連や各单位町内会で活動内容についても掲載していきたいと考えていますので、事務局まで写真と記事をご提供ください。

【フェイスブックページのURL】

<https://www.facebook.com/abacho432472/>



※QRコードを読める方はこちらを読みこんでください

また、平成30年度にホームページも開設しました。ホームページには、市町連だよりや町内会役員届の様式、個人情報取り扱い手引書等を掲載しております。ぜひご覧ください。

【ホームページのURL】

<https://shichoren-abashiri.jimdofree.com/>

9. 網走市・（公社）北海道宅地建物取引業協会 北見支部との「町内会加入に関する協定」 の締結

近年、町内会への加入が低下し、役員のなり手不足や高齢化、町内会の解散や未結成地区の存在などが見られ、町内会活動の停滞が問題になっている状況にあります。

そこで、町内会未加入者への加入促進の一環として網走市、(公社)北海道宅地建物取引業協会 北見支部と「網走市における町内会加入に関する協定」を網走市役所において締結しました。

この提携により、宅建協会会員企業から、市内のアパート・マンション等に新たに入居される方へ「町内会への加入促進チラシ」を配布していただき、町内会の活動内容の周知や加入について働き掛けてもらうこととなります。

若い世帯や転勤で来られた方、学生など幅広い世帯の方々に、町内会が何を行っているのかを知っていただき、町内会への加入を通じて、「安心・安全で住みよい地域づくり」を推進していきます。



アパートなどに配布されるチラシ

10 . 個人情報保護法について

町内会員の個人情報は適切に取り扱えば、今まで通り、名簿や町内会地図の作成、見守り活動、災害時の避難支援など、町内会活動に活用することができます。

(1) 名簿を作る際の注意事項

1. 名簿を作成する目的を決めましょう。

目的を明確にし、会員にきちんと説明することで必要性が伝わり協力してもらいやすくなります。

(例) ・町内会の運営管理のため ・会員の親睦のため ・緊急時の安否確認のため

2. 目的に応じて集める個人情報を決めましょう。

目的に不要なものは収集せず、必要最低限にするのが原則です。また、世帯だけの情報にするのか、家族全員分を収集するのかなども決める必要があります。

3. 作成した名簿を①だれが②どのように保管するのかなど、ルールを作成し総会などで周知しましょう。

集めた個人情報は誰が見るのか、会員に配付するのかなどは目的によって異なるので、役員会などで草案をつくりみんなで話し合いましょう

※ 収集が禁止されている個人情報

個人情報保護法では、「思想、信教（宗教）及び信条、社会的差別の原因となる個人情報」は個人の権利や差別に関わる情報として、集めることが禁止されています。

(2) 個人情報を収集する際の注意事項

1. 利用目的を通知し、本人の同意を得ましょう。

個人情報は本人から収集するのが原則です。

本人以外の方から情報をもらう場合も必ず本人の同意を得る必要があります。

2. ルールや通知は総会や回覧板を利用して周知しましょう。

(1) で決めた名簿の目的やルールの周知は、総会や回覧板を利用して年1回程度は行いましょう。

個人情報の管理方法が明確になると、会員の理解と安心が得やすくなります。

3. 本人の同意が得られない場合には

趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合には名簿に載せないなどの対応が必要です。

ただし、項目の1部のみ同意が得られた場合は、その項目だけを乗せるなどの対応をしましょう。

※ くわしくは、平成29年度に配付した、町内会ハンドブック～個人情報の取り扱い手引き編～をご覧ください。

お手元がない場合には市町連事務局にご連絡いただければお渡しいたします。

個人情報保護に関する取り扱い要綱(例)

〇〇会 個人情報取扱方針
(令和〇〇年〇月総会議決)

第1条 (目的)

この取り扱いは、〇〇町内会（以下本会）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (責務)

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 (周知)

本会の個人情報の取り扱いは、総会資料、または回覧で会員に周知する

第4条 (個人情報の取得)

本会の保有する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、介護・災害時の要支援状況、緊急時の連絡先その他町内会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得たものとする。

2 本会の個人情報の取得は、町内会加入カードや町内会行事等の参加申込書などで行う

第5条 (利用)

本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする

- (1) 会費の請求、管理、その他文章の送付
- (2) 会員名簿の作成及び地図の作製
- (3) 災害などの緊急時における要支援者の支援活動
- (4) 総会で議決された事業

第6条 (管理)

本会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第7条 (提供)

個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 自治体、地区連合会、町内会連合会、これらに準じる公共目的の団体・学校が町内会に関わる事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合。

11 . 町内会と関わりの深い団体

網走市社会福祉協議会 （電話 43-2472）

① 地域福祉会議

近年、私たちの身近な地域で起こっている安心・安全を脅かす問題が多くなっています。このような地域レベルでの問題に取り組んでいくため、社会福祉協議会が運営主体となり「網走市地域福祉会議」を設置し、市町連を含めた関係6団体が互いに話し合い、連携・協力して解決に向け取り組んでいます。

構成団体：網走市町内会連合会・網走市老人クラブ連合会・
北海道民生委員児童委員連盟網走市支部・網走市
網走市地域包括支援センター・網走市社会福祉協議会

② 生活支援体制整備事業

齢を重ねても、住み慣れた地域で安心して生活をおくることができる環境づくりを目指し、地域での助け合い・支え合いを地域住民と連携して進めます。

③ 福祉活動のための備品貸出

福祉増進を目的とした活動（町内会活動・老人クラブ・福祉ボランティア活動など）を行う市内の団体・機関を対象に実施しています。ぜひご活用ください。

※ 貸し出しできる備品（一例）

- ・イベント用テント ・かき氷器 ・わたあめ器 ・たこ焼き器
- ・各種レクレーションゲームなど

④ 社協会員会費について

社協が行う事業は、会員の皆さんからの会費で行われており、多くの町内会が協力しています。

北海道共同募金会 網走市共同募金委員会 （電話 43-2472）

① 赤い羽根共同募金

10月1日から赤い羽根共同募金運動、12月1日から歳末たすけあい募金を実施し、多くの町内会が協力しています。

集まった募金は町内会活動推進研修会の運営助成や地域福祉の増進など地域で幅広く活用されます。

北海道民生委員児童委員連盟 網走市支部 （電話 61-2818）

皆様の生活を暮らしやすいものにするために様々な活動を行い、問題解決のお手伝いをします。

社会調査：声掛けなどの活動を通じて、地域の実態や福祉需要を把握します

相談：地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち相談・助言を行います。

情報提供：社会福祉制度やサービスについての情報を市民に提供します。

連絡通報：地域の住民が適切な福祉サービスを受けられるよう、行政機関等に連絡し、必要な対策を促すパイプの役割をはたします。

12 . 町内会と関わりの深い市の事業

市民活動推進課市民活動推進係 (電話 67-5390)

①交通安全旗等の交通安全啓発資材の配付について

交通安全運動に取り組む町内会等を対象に交通安全旗やのぼり等の交通安全啓発資材を提供し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。毎年2月上旬から3月上旬の間に希望を受付けて、3月下旬から各町内会に提供します。

②「網走市高齢者運転免許自主返納促進事業」について

網走市では、運転免許を自主返納された満75歳以上の市民を対象に「公共交通利用券」1万円分と、「どこバス」定期券3ヶ月分を交付します

(お一人様1回限り、過去に交付を受けた方は対象外です)

自主返納日(取消通知書の交付日)から1年以内に申請された方が対象です

申請方法等の詳細については、市民活動推進課までお問い合わせください。

※どこバス運行エリア外の方は、公共交通利用券1万円分を追加します(計2万円分)

※公共交通利用券は、市内の公共交通機関でご利用できます(有効期限は交付日から1年間)

③花いっぱい運動について

各地域の町内会・自治会などに花苗を配付し、花苗の植栽を通じて、緑豊かな地域づくりの輪を広げ、地域住民の方々による美しい景観づくりへの取り組みを進めます。毎年、2月上旬から3月下旬までに希望本数を取りまとめて、5月下旬から6月に各町内会に配布します。

④認可地縁団体について

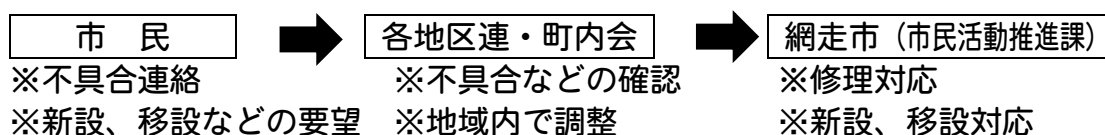
町内会、自治体などの地縁団体は、市の認可を得ることで法人格を取得することができます。法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記等を行うことができますようになります。

地縁団体…市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(町内会、自治会など)

⑤防犯灯について

平成30年度より、市内の防犯灯は、市町連が管理することとなりました。防犯灯の不具合、新設・移設等の要望につきましては、各地区連または町内会へご連絡ください。

【防犯灯に関する連絡体制】



⑥市民活動に関する相談について

市民活動を始めてみたい、団体の活動やイベントを広報したいなど、市民活動を行う上での相談について、お気軽にお問い合わせください。

【市民活動団体に対する支援について】

令和5年度から令和7年度まで、市民活動の活性化、コミュニティの育成に取り組む市民団体等の活動に要する経費を補助するため、新たに「市民活動活性化補助金」を交付します（1事業につき5万円まで、対象経費の全額を補助します）補助の要件等、詳細につきましては、事前にお問い合わせください

⑦消費生活相談、特殊詐欺等注意喚起について

消費生活における問合せ及び苦情に対し速やかに対応し、適切な指導助言を行うために消費者相談室を設置しています。

日常生活用品の購入にあたってのご相談、商品の消費過程での苦情等、消費生活に関するトラブルなどについてお気軽にお問い合わせください。

●開設日

月曜日から金曜日の午前10時～午後4時

（ただし、祝日および12月29日～1月3日を除く）

●相談・問合せ先

網走市消費者相談室

（網走市駒場南1丁目4-1 ふれあい活動センター内 網走消費者協会）

電話：0152-44-7076

【相談の多い事例】

◇「いつでも解約可能」な定期購入で化粧品を注文し、初回のみで解約しようとしたが、電話が繋がらない

→〈相談室からのアドバイス〉

- ・お得感を強調した広告を見て購入する場合は、注文する前に必ず「定期購入」等の縛りがなければ条件の確認をしましょう。
- ・「いつでも解約可能」と表示されていても、広告を制作した業者と販売業者が異なる場合も多く、容易に解約ができない販売業者も存在します。広告のみを信用するのではなく、販売業者の公式サイトや評判を確認するようにしましょう。

特殊詐欺被害や詐欺電話が多発しています。ご注意ください。

【最近の事例】

- ・市役所職員や金融機関職員を騙り、「未払いの還付金があるため、ＡＴＭで手続きをしてほしい」との電話がかかってきた。
- 還付金を払い戻すために、ＡＴＭの操作を電話で指示することは絶対にありません。
- ・インターネットを利用中、ウイルス感染の画面が表示され、表示された連絡先に電話するとウイルス除去費用として電子マネーの購入を指示された。
 - ・金融会社を名乗る者から「携帯電話料金の未納があり、本日中に支払わなければ裁判に発展する」との電話がかかってきた。

詐欺電話の犯人は、お金をだまし取ろうと言葉巧みに不安をあおってきます。

少しでも不審に感じたら、家族や友人、警察に一度ご相談ください。

（網走警察署：43-0110 警察相談電話：＃9110）

生活環境課清掃リサイクル係 （電話 67-5419）

①資源物集団回収支援事業

資源物の回収活動を行っている町内会や各種団体へ、資源物回収業者へ引き渡した重量に対してキロ当たり6円を支援する事業を行っています。
新規に支援を受けようとする団体は事前に団体登録が必要です。

②ボランティア清掃専用袋について

地域の清掃活動で出すごみは「ボランティア清掃専用袋」をご利用ください。ボランティア袋が必要な場合は、町内会や団体等で清掃リサイクル係に申請してください。無料で交付します。

また、清掃月間として、例年5月と10月の第二日曜日は、午前中のみごみ処理場を開場しています。

今年は5月12日と10月13日の2日間が対象日です。

③地域環境美化協定について

網走のきれいな街づくりを進めるために、美化活動を継続して行う市民ボランティア団体を募集しています。美化協定を結ぶと清掃用具の貸出や傷害保険の加入等の支援が受けられます。

社会福祉課庶務係 （電話 67-5423）

①民生委員について

民生委員は、地域の中で福祉政策を進めるため、地域の方の立場で行動する役割を持った方々です。地域の方々がずっと安心して住み続けられるように、市民の皆さんにもっとも近い場所で、暮らしに関わるあらゆる手助けを担っています。民生委員は地域の相談役であり、網走市と市民の皆さんとの橋渡しになります。どうぞ積極的にお近くの民生委員にご相談ください。

②日赤社資募集について

日本赤十字社は、国内はもとより全世界の平和と福祉増進のため、人道を旗印として、様々な活動をたゆみなく続けています。これらの諸活動を実施していくための事業資金は、日本赤十字社の社員（会員）から拠出される「社費」（年額500円以上）と広く個人や法人あるいは団体から寄せられる「寄附金」で活動しています。この「社費」「寄附金」の募集について日赤網走市地区では、町内会のご理解とご協力をお願いしております。

健康推進課保健衛生係 （電話 43-8450）

①健康推進員について

健康推進員は、地域の健康づくりを推進しています。町内会から推薦していただいております。任期は2年です。現在の委員の任期は令和5年4月から令和7年3月までとなっています。

①防災訓練や研修会等について

防災訓練または防災講話を実施し、防災に関する知識や対応力の習得により、防災活動の推進を図ります。

②避難所について

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生または発生するおそれがあり、緊急に避難が必要な場合に、その危険から逃れるための避難場所として網走市が指定した場所です。

「災害ごとの使用可否」で「可」となっている避難場所に避難してください。

(2) 指定避難所

災害の発生またはその危険性によって居住することが困難となった時に、災害の危険性がなくなるまでに必要な期間、一時的に避難する場所として網走市が指定した施設で、必要に応じて開設します。

(3) その他一時避難場所および避難所

災害対策基本法の規定に基づき網走市で指定している上記の施設等以外に、下記の施設等が一時避難場所および避難所として利用できます。

避難所等の場所につきましては、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/site/bousai/1016.html>

③緊急告知防災ラジオの無料貸出について

緊急告知防災ラジオとは、家庭用コンセントに接続し、FM あばしりが受信できる場所に設置していただくだけで、市からの緊急情報等を自動的に受信し、最大音量でお知らせするラジオです。対象は次のとおりです。

(1) 市内に住所を有する世帯

(2) 市内に常設の店舗、作業所、事務所等を有する事業者

(注意点)

ラジオは、1世帯に1台の貸し出しとなります。

市外へ転出または死亡等があった場合は、必ずラジオを市に返却してください。

ラジオが故障した場合は、市へ連絡してください。

(通常のご使用による故障に関して市が修理しますが、故意又は過失による損傷に関しては、借受者に修理のご負担いただきます。)

④自主防災組織等活動補助金交付について

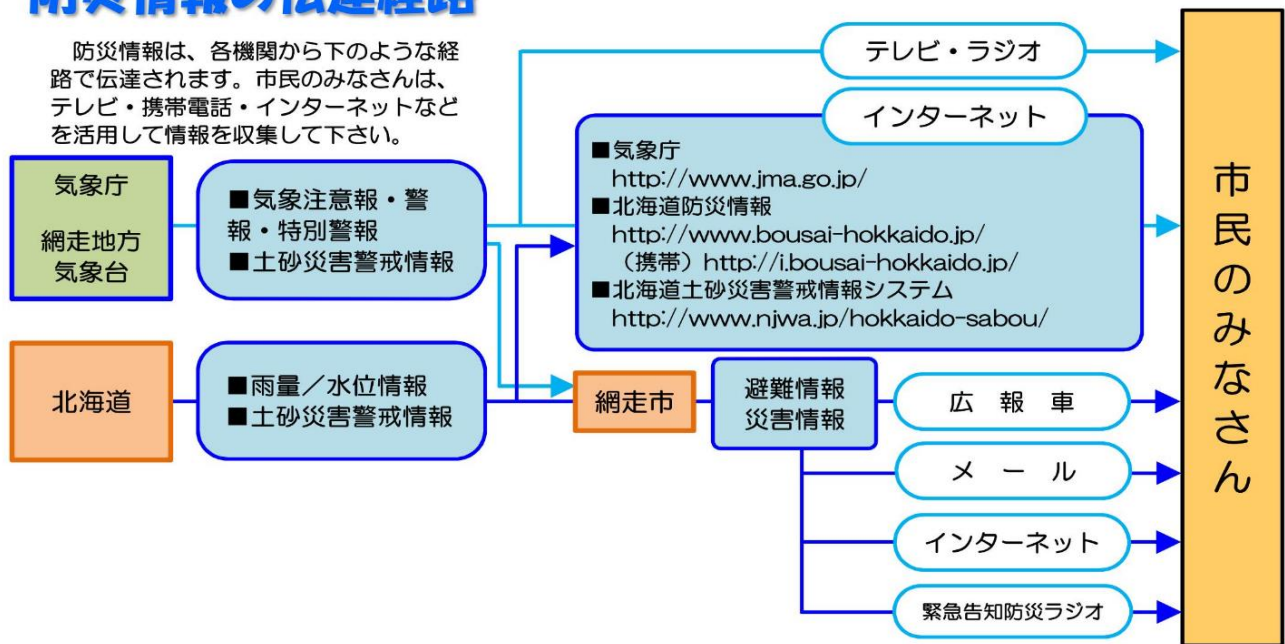
防災活動の促進のため、自主防災組織、町内会・町内会連合会等の取り組みに対し、補助金を支給するものです。

次の活動に対し、申請により支給します。

- (1) 自主防災訓練
- (2) 防災に関する教育又は啓発を目的とする事業

防災情報の伝達経路

防災情報は、各機関から下のような経路で伝達されます。市民のみなさんは、テレビ・携帯電話・インターネットなどを活用して情報を収集して下さい。



①災害時要援護者支援制度について

災害時に支援が必要な方々から、事前に登録の申し込みをいただき、市の台帳に登録し、民生委員・児童委員や町内会など地域の支援関係者に氏名等の情報を提供して、災害時等において迅速かつ安全に避難するための支援体制を準備し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進しています。

地域（町内会等）の中で、要援護者に関わることや異動（施設入所や一時的に別な所に住んでいる等）について、お知らせ願います。

②すこやか宅配プログラムについて

老人クラブや地域の高齢者の集まりに、市からフィットネスインストラクターを派遣し、介護が必要とならないためのトレーニング方法をお伝えしています。65歳以上の団体が対象となります。希望する団体は事前にご連絡ください。

③高齢者等への除雪サービス事業について

除雪対策強化と地域コミュニティ活動の促進のため、町内会委託による高齢者等への除雪サービス事業を実施しています。希望する町内会は受託条件等を確認し、お申込みください。

④高齢者等さわやか収集支援事業について

家庭から排出されるごみを自らごみステーションに出すことが困難な高齢者や障がい者等の世帯を対象に、戸別にごみ収集を行うとともに、声掛けによる見守りを町内会に委託して実施しています。希望する町内会は受託条件等を確認し、お申し込みください。

①広報あばしりについて

毎月1回発行し、市民生活に関係の深い制度や事業などをお知らせしています。町内会の配布数変更等があれば、随時連絡をお願いします。

②まちづくり宅配トークについて

市役所の仕事やまちづくりについて、市の職員が皆さんのところに伺ってお話をしたり、考えをお聞きする「まちづくり宅配トーク」を実施しています。原則5人以上の団体・グループが対象となります。お気軽にお問い合わせください。

建築課建築係 (電話 67-5562)

① 網走市空き家バンクについて

「網走市空き家バンク」は、市内の空き家や空き地の循環利用を図ることを目的に「北海道空き家情報バンク」と連携し運営している制度です。

網走市では、所有者から希望のあった空き家や空き地の売買等の情報について、これらの利用を希望する方に、空き家バンクを通じて情報提供する取り組みを行っています。

② 網走市空き家等解体事業について

昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された空き家等の解体や危険な状態となった特定空き家の解体に補助を行います。

③ 網走市住環境改善資金補助制度について

住宅の改修工事または太陽光発電システム・定置用蓄電池・ペレットストーブ・エアコンの設置を行う場合、その資金の一部を補助します。

④ 子育て世帯向け賃貸住宅支援制度について

子育て世帯の居住支援のために、市内の戸建て空き家を「低所得の子育て世帯専用賃貸住宅（専用住宅）」として国のシステムに登録し、賃貸をしていただける個人の住宅所有者さんを募集しています。

網走市では当該専用住宅の改修工事や家賃低廉化のための費用を補助します。

社会教育課生涯学習係 (電話 43-3705)

① ラジオ体操について

市内各所でラジオ体操が行われています。ラジオ体操カードは 7 月からエコーセンター2000 にて配布しています。

都市管理課道路河川係 （電話 67-5612）

① 道路の維持補修について

道路の陥没や側溝等の破損にお気づきの場合はご連絡ください。（市道に限る）

※国道に関する事…網走開発建設部網走道路事務所 0152-43-4328

※道道に関する事…北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部
事業課 0152-41-0743

② 道路照明灯について

道路沿いにある照明灯が消えている場合はご連絡ください。

なお、ほとんどの道路照明灯には柱の下の部分に4桁の番号が記されています。
お問合せの際は、4桁の番号をお知らせください。

③ 街路樹に関する事

街路樹の枝が折れているなどの異常を発見した場合はご連絡ください。

④ 除雪に関する事

網走市では、道幅を確保するために道路の雪を両脇に「かき分ける」作業のことを除雪といいます。除雪後に残った間口（玄関・車庫前）の雪は、各家庭で処理してください。

都市管理課用地公園係 （電話 67-5614）

公園の維持補修について

公園の遊具や通路等の破損にお気づきの場合はご連絡ください。



『網走市公式 LINE』をご利用ください

LINE

お友だちに登録すると災害発生時に緊急情報が届きます。また、希望に合わせて、暮らしに関する情報やイベント情報などが届くほか、ごみ分別の検索や市役所で発行する証明書の事前申請などがスマートフォンからできます。



◀ 友だち追加は
こちらから

<https://lin.ee/cYtang8>

■配信している情報

災害情報、暮らしの情報、イベント

■調べられる情報

ごみの分別方法の検索、各種手続きの事前申請、
公共施設の予約、防災情報、観光情報など

その他の情報ツール

網走市公式サイト



X



Facebook



お知らせメール@あばしり

空メールを
送信ください



【問い合わせ先】 網走市企画総務部企画調整課広報広聴係 TEL : 0152-67-5382

e-mail : ZUSR-KS-KIKAKU-KOHO@city.abashiri.hokkaido.jp

13 . 町内会と関わりの深い市の担当課・窓口

網走市では、町内会や市民の皆さんが安全で安心に暮らせるため、地域づくりのサポートをしています。お気軽にお問い合わせください。網走市代表電話 0152-44-6111

項 目	担 当 課	連 絡 先
・町内会に関する事 ・認可地縁団体に関する事 ・自主防災組織に関する事 ・交通安全に関する事 ・消費生活に関する事 ・花いっぱい運動に関する事 ・防犯灯に関する事 ・コミュニティセンター・住民センターに関する事 ・市民活動の相談に関する事	市民活動推進課 市民活動推進係 (本庁舎1階)	電話 67-5390
・ごみに関する事 ・資源物集団回収に関する事 ・ごみ置き場の設置に関する事 ・ボランティア清掃専用袋に関する事 ・地域環境美化協定に関する事	生活環境課 清掃リサイクル係 (本庁舎2階)	電話 67-5419
・男女共同参画に関する事	企画調整課企画係 (本庁舎3階)	電話 67-5380
・広報あばしりに関する事(配布数変更等) ・各種要望、陳情の受付に関する事 ・まちづくり宅配トークの申込みに関する事	企画調整課広報広聴係 (本庁舎3階)	電話 67-5382
・防災訓練や研修会等に関する事 ・避難所に関する事 ・緊急告知防災ラジオの無料貸出に関する事 ・自主防災組織等活動補助金交付に関する事	総務防災課防災係 (本庁舎2階)	電話 67-5385
・救急・安心カードに関する事 ・健康推進員に関する事	健康推進課保健衛生係 (保健センター)	電話 43-8450
・民生委員に関する事 ・日赤社資募集に関する事	社会福祉課庶務係 (本庁舎1階)	電話 67-5423
・災害時要援護者支援制度に関する事 ・すこやか宅配プログラムに関する事 ・高齢者等への除雪サービス事業に関する事 ・高齢者さわやか収集支援事業に関する事	介護福祉課高齢者福祉係 (本庁舎1階)	電話 67-5430
・道路の維持補修に関する事 ・道路照明灯に関する事 ・街路樹に関する事 ・除雪に関する事	都市管理課道路河川係	電話 67-5612
・公園に関する事	都市管理課用地公園係	電話 67-5614
・子ども会に関する事 ・ラジオ体操に関する事(カードの配付) ・寿大学(高齢者大学)に関する事	社会教育課生涯学習係 (エコーセンター2000)	電話 43-3705 (直通)

14 . 町内会活動への助成・手続き

1. 集会施設設置補助金

町内会等が集会施設について自らの意志決定により建設し、その運営に適正であると認められる場合に、集会施設設置費に対し、市が予算の範囲内でその2分の1を補助します。

(1) 施設利用基準

集会施設は、地域住民が気軽に集まれるところ、あるいは利用できる場所であることを必要とし、さらに自らの意志決定に基づいて建設するものであることから、町内会等で管理運営されるものでなければなりません。

詳細については、お問合せください。

(2) 施設構造基準

- ・ 用地の所有及び管理区分が明確になっていること。
- ・ 木造モルタル構造以上で50㎡以上の面積を有すること。
- ・ 通し間で約40人以上が利用できる間取りになっていること。

(3) 借受施設による設置基準

町内会等が民間等から建物を借り受けし集会施設として利用（以下「借受施設」という。）することに伴う補助金の対象基準は、次のとおりとします。

- ・ 内部の改修が適当と認められる施設であること。
- ・ 建物所有者との間で申請時において10年以上にわたる使用貸借（無償）又は賃貸借（有償）の契約がなされていること。
- ・ 内部の改修について建物所有者の同意を得たものであること。

2. 集会施設の増築等事業費に対する補助金

町内会等が自主的に活動計画を立てて利用し、維持管理している集会施設等の増築及び改築等に係る費用の2分の1を補助します。

(1) 補助内容

- ・ 町内会所有の集会施設の増築・改築・改修費の2分の1を助成します
- ・ 町内会所有の集会施設の上水又は排水設備設置の費用の2分の1を助成します。
- ・ 町内会所有の集会施設の冷房設備設置の費用の2分の1を助成します。
- ・ 町内会所有の集会施設のAED設置の費用の2分の1を助成します。

※詳細については、市民活動推進課市民活動推進係

（電話 67-5390）までお問い合わせください。

15 . 文 例 集

転入者 加入案内文

年 月 日

新規転入された方へ

〇〇〇町内会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびはご転入されたこと、〇〇町内会を代表して心から歓迎いたします。

私たち〇〇町内会は、住民の親睦と安心で安全な住みよいまちづくりに取り組んでいます。

そこで、〇〇町内会の事を知っていただけるよう、町内会の活動資料をお届けさせていただきますのでご覧いただければと思います。

つきましては、町内会へのご理解をいただき、ぜひとも加入していただくようご協力お願いいたします。

記

あなたの所属する班は第 〇 班です

町内会の会費は〇〇〇〇円となりますのでお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

問い合わせ先

〇〇町内会（ 役職名 ） （ 氏名 ）

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

網走市 （ 住所 ）

電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

居住者 加入案内文

〇〇年〇〇月〇〇日

居住されている皆さんへ

〇〇〇町内会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私たち〇〇町内会は、住民の親睦と安心で安全な住みよいまちづくりに取り組んでいます。

私たち〇〇町内会の事を知っていただけるよう、町内会の活動資料をお届けさせていただきますので、ご覧いただければと思います。

つきましては、町内会へのご理解をいただき、ぜひとも加入していただくようご協力お願いいたします。

記

あなたの所属する班は第 〇 班です

町内会の会費は〇〇〇〇円となりますのでお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

問い合わせ先

〇〇町内会（ 役職名 ） （ 氏名 ）

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

網走市 （ 住所 ）

電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

入会申込書

〇〇〇町内会 入会申込書

世帯主氏名			
住所 (アパート名)			
電話番号			
同居者の人数		内 6 5 歳 以 上 の 人数	

問い合わせ先

〇〇町内会 (役職名) (氏名)

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

網走市 (住所)

電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

決算書

年度 収支決算書

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

収入

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
会費				世帯 × 円
寄付金				
広報配布手数料				
繰越金				
雑入				
合 計				

支出

科 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
会議費				
事務費				
助成金				
維持費				
防災費				
防犯費				
福祉費				
予備費				
合 計				

現金出納簿

[illegible]

みなさんに質問です。

これは誰がしてくれているの？

みなさんはこのように思っていないですか？

(正しいと思うものに☑を付けてみてください)

- ☐ ゴミステーションは、市役所から委託された清掃業者が定期的にきれいにしてくれている。
- ☐ 地域の安全対策や、子供の見守りは警察だけが行っている。
- ☐ 地域の街灯や防犯灯は市役所で取り付け・管理している。
- ☐ 災害が発生し、自分が万が一の事態に巻き込まれたときは、市役所・消防・警察が助けてくれる。
- ☐ 地域のお祭りや盆踊りなどは企業が企画・運営をしている。
- ☐ 地域の情報は市役所が教えてくれる。

1つでもチェックが付いた方にお伝えしたいことがあります。

**それは町内会が
行っています**

“遠くの親戚より近くの他人”と言われるように、地域での人と人とのつながりは、いざという時に大きな助けとなってくれます。

網走市では多くの方が町内会・自治会に加入しており、お互いに協力しながら安心・安全・福祉の街づくりを進めています。



た と え ば !!

こんなことも町内会でしています

安全で安心な地域づくり

- ・子どもたちの安全確保のための防犯パトロール
- ・防犯灯の設置や維持管理
- ・地震や津波に備えた避難訓練



きれいで快適な地域づくり

- ・ゴミステーションの管理・清掃
- ・道路や公園の清掃活動
- ・集団資源回収の実施



健康で生き生きした地域づくり

- ・高齢者世帯への声掛け運動
- ・介護予防教室の開催
- ・夏休み中のラジオ体操の実施



交流事業や情報提供を行います

- ・盆踊りやパークゴルフ大会などの開催
- ・回覧板による情報提供
- ・市役所などからの注意情報の周知



ぬくもいは
近所にある。

子どもに初めて友達ができる場所は、やっぱり近所だと思う。
近所の集まりがなかったら、困った時にも一人で抱えてしまう。
ご近所って、実はとっても大事な絆。
町内会・自治会はそんな絆のむすび目です。
さあ、調べてみよう。あなたのすぐそばにある、ぬくもりを。

地域活動や、地域の課題解決のためには、住民皆様のご理解とご協力が必要です。

加入の申し込みや町内会に関する問い合わせは右記までどうぞ。

【 あなたの自治会・町内会 】

自治会
町内会

連絡先

町内会役員変更届

町内会役員変更届

受付日	月 日	市への連絡	連絡済み ・ 未連絡	
地区連名				
町内会名				
町内会長	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電 話		F A X	
副会長	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市 (二人以上いらっしゃる場合には裏面に記入をお願いします)		
	電 話		F A X	
事務局長	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
文書送付先	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話			
広報紙の送付先	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話			
広報紙の部数	町内会加入世帯	戸	合計 部	
	町内会未加入世帯	戸		
	予備	戸		
町内会の戸数	戸	町内会の班数	班	

裏面もあります

※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	
※他に町内会の役職があれば記入してください。	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒 網走市		
	電話		FAX	

16 令和6年度網走市内の主な行事予定一覧

※開催日、場所は令和6年3月末現在の予定です。変更となる場合もありますので、ご了承ください。

開催日	行事名	場所	関係部局
5月18日(土)	元気なお花を育てよう！セミナー	てんとらんど	市民活動推進課
5月19日(日)	春力二合戦 in 網走	道の駅「流水街道網走」	観光課
5月中旬	第67回網走市植樹祭	天都山	農林課
6月22・23日 (土・日)	オホーツク SEA TO SUMMIT	網走市内・小清水町内	観光課
6月下旬(日)	環境展・リユース展	北コミュニティセンター	生活環境課
6月(日程未定)	食育講演会	オホーツク・文化交流センター	健康推進課
7月10日(水)	ホクレン・ディスタンスチャレンジ [®] 2024 網走大会	網走市宮陸上競技場	スポーツ課
7月25日(木)～ 27日(土) 予定	あばしりオホーツク夏まつり	網走市南4条中心街 (アプト4ほか)	商工労働課 観光課
7月27日(土) 予定	網走花火大会	網走川右岸	商工労働課
未定(7月下旬予定)	あばしり道の駅夕市まつり	道の駅「流水街道網走」	観光課
7月下旬～8月上旬	交通安全・社会を明るくする運動網走市民大会	オホーツク・文化交流センター	市民活動推進課
8月8日(木)	網走市戦没者追悼式	にいはら斎場	社会福祉課
8月14日(水)～ 8月16日(金)	網走神社祭	網走市内	都市管理課
未定	あばしり麦フェスタ	オホーツク・文化交流センター	農林課
7～8月予定	まちづくり推進住民会議 「まちづくりふれあい懇談会」	市内各所	企画調整課
未定	ふれ愛ひろば	未定	社会福祉課
9月7日(土)～ 9月8日(日) 予定	あばしり七福神まつり	網走市南4条中心街 (アプト4)	商工労働課
9月13日(金)	敬老のつどい	オホーツク・文化交流センター	介護福祉課
9月14日(土)	網走市防災フェア2024	オホーツク・文化交流センター	総務防災課
9月29日(日)	オホーツク網走マラソン2024	網走市内	観光課
開催予定 (日程未定)	能取湖さんご草祭り	能取湖卯原内サンゴ草 群生地駐車場	観光課
10月(日程未定)	みんなの生活展	北コミュニティセンター	市民活動推進課
10月(日程未定)	市民健康まつり	未定	健康推進課
11月23日 (土・祝)	あばしりまなび塾フェスティバル2024	オホーツク・文化交流センター	社会教育課
2月上旬予定	オホーツク屋台村	網走中央商店街 (アプト4)	商工労働課
2月8日(土)～ 9日(日) 予定	第60回あばしりオホーツク流水まつり	網走商港埠頭	観光課
2月下旬	まちづくり推進住民会議 「全体会議」	オホーツク・文化交流センター	企画調整課

あなたと家族の命を守る

住宅用火災警報器

住宅用火災警報器を設置したあとは？



住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。

「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。



①点検の方法

★お手入れをしましょう

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。
汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

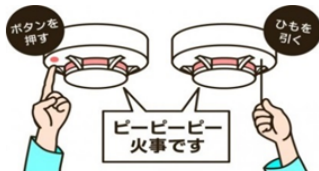
②交換の時期

★電池切れかな？

電池切れの時には、音声でお知らせするか、
ピツ…ピツ…と短い音が一定の間隔で鳴ります
ので新しい電池に交換してください。

★テストをしましょう

テストはボタンを押したり、ひもを引いて行います。



★警報器本体の寿命は？

警報器は古くなると電子部品の寿命や電池
切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、
とても危険です。

住宅用火災警報器 交換のすすめ



10年たったら、
とりカエル。



網走地区火災予防条例により、アパートなどを含むすべての住宅に設置が義務付けられています。まだ設置されていない場合は、早急に設置しましょう。
ご不明な点がございましたら、下記連絡先(予防調査係)までお問い合わせください。



あなたはできますか？

いざというときの応急手当！

救命講習会に参加しましょう。

もし、目の前で人が倒れてしまったら、救命の第一走者は『あなた』です。正しい応急手当
の知識と技術を事前に身につけることによって、尊い命が助けられるかもしれません。



★心臓マッサージって何回
すればいいの？

★AEDって聞いたことあるけど、
使い方がわからない。

講習では心肺蘇生法・AEDの使用法の他に病気や
けがに対しての応急手当も学ぶことができます。



★受講されたことがある方でも、救命技能の向上のためにも2～3年間隔での受講をお勧めします★

網走消防署では年に4回、定期的に一般市民の方を対象とした救命講習会を開催しております。講習
の開催予定日や申込方法については下記のホームページで確認できますが、電話でも受け付けております。
また、各事業所や団体などについても講習会を開催できますので、その際は下記連絡先(救急係)までお問
い合わせください。

網走地区消防組合網走消防署 ホームページ <http://a-fire.jp>

電話 0152-43-9417(予防調査係)

0152-43-9419(救急係)

網走市民憲章

昭和47年7月17日制定

わたしたちは、母なるオホーツクの海に抱かれ、湖と森の美しい自然にかこまれた網走の市民です。

わたしたちには、遠いむかしから風雪にたえぬいて、この地をきり拓いてきた、たくましい先人の心がうけつがれています。

わたしたちは、このまちの市民であることに、かぎりない喜びと誇りをもち、のびゆく網走の良い市民となる願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

1. うみやまの深いみどりをいつまでも美しく、心豊かなまちをつくりましょう。
1. うけついだ文化にまなび、世界の人々と手をつなぎ新しいオホーツク文化のまちをつくりましょう。
1. たがいにまごころをもってつきあい、老人を大切にし、子どもの夢をそだてる、しあわせなまちをつくりましょう。
1. 元気で仕事にはげみ、生きがいのあるまちをつくりましょう。
1. みんなが力をあわせ、人のいのちをだいじにする、明るく住みよいまちをつくりましょう。

発行 : 網走市町内会連合会・網走市

本書に関する問い合わせ先

○ 網走市町内会連合会

〒093-0061

網走市北11条東1丁目 網走市総合福祉センター内

電話 43-2472 FAX 43-3919

○ 網走市 市民活動推進課市民活動推進係

網走市南6条東4丁目

電話 67-5390